

青山学院校友会静岡県中部支部会則

(名 称)

第1条 本会は青山学院校友会静岡県中部支部と称する。

(目 的)

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて母校の発展に資し、地方文化の向上に寄与するを以て目的とする。

(会 員)

第3条 本会は次の資格を有し、静岡県中部に居住する者を会員とする。

1. 青山学院の卒業生及び在学した者。
2. 青山学院の教職員であった者。
3. 会員にして他都道府県に転居する者であっても、本会の趣旨に賛同する者。

(役 員)

第4条 役員及びその任務は次のとおりであり、その任期は2ヶ年とする。

但し、再任を妨げない。

1. 支部長（1名） 会務を総理し、会を代表する。
2. 副支部長（3名） 支部長を補佐し、支部長事故ある時はその任務を代行する。
3. 幹事（若干名） 幹事会を構成し、支部の運営にあたる。幹事の中から、会計（1名）、会計監査（1名）を選出し支部長が之を委嘱する。
4. 必要に応じて各地区に地区委員を置き支部長が之を委嘱する。
5. 本会に顧問を置くことが出来る。

(集 会)

第5条 本会の目的を達成するため次の集会を行う。

1. 定期総会は毎年1回、6月に開催することを原則とし、必要ある時は臨時総会を開催することが出来る。定期総会は前年度の会務、会計の報告、新年度の計画、予算審議、役員の選挙及びその他重要な事項について審議する。総会の議長は支部長がこれに当たり、総会の議決は出席者の過半数で決するものとする。
2. 定期総会の他に定期親睦会を開く。

(会 費)

第6条 会員は会費として1ヶ年金5, 000円を納める。

(事務局)

第7条 本会の事務局を下記に置く。

〒426-0034 藤枝市駅前1丁目3－2 (資) 北島新聞堂 内

(会則変更)

第8条 本会則の変更は総会で討議して決定する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

1. 昭和41年5月15日施行（設立）
2. 昭和62年6月28日改訂
3. 平成5年6月5日改訂
4. 平成14年6月22日改訂
5. 平成20年5月10日改訂
6. 令和6年6月22日改訂
7. 令和7年6月21日改訂